

Title	中国における廃棄物処理施設をめぐる紛争と構造的な環境不正義
Author(s)	金, 吉男; 小林, 清治
Citation	アジア太平洋論叢. 2022, 24, p. 9-24
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/95077
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

中国における廃棄物処理施設をめぐる紛争と構造的な環境不正義 Anti-incineration Movements and Structural Environmental Injustice in P.R.China

金 吉男*

JIN Jinan

小林 清治**

KOBAYASHI Seiji

Abstract

Two anti-incineration movements that happened in the Peoples' Republic of China have two different characteristics. The K city conflict is aggressive, and the G city movement is peaceful. Nonetheless, both in the two movements, recognitional justice, procedural justice, and distributional justice were broken. One dimension break leads to another and finally forms a chain of environmental injustice. Few of the former studies analyze environmental injustice from structural injustice theory, and this paper attempts to clarify the causes of environmental injustice in China from this perspective. This paper argues that the current waste policy of local governments in China is a choice made based on several objective constraints, such as the actual status of waste disposal and the policy from the central government. Incineration priority policy and incineration for 100% disposal policy have made local government consider a benefit-oriented position, building large-scale incineration complex. This position enhances local government reproducing the unfair structure between the beneficial sphere and costly sphere and finally causes an unintended chain of environmental injustice.

Keywords: Structural Injustice, a Chain of Environmental Injustice, Beneficial Sphere/Costly Sphere

I はじめに

2007年に開かれた中国共産党の第17回全国代表大会の報告書には、「生態文明」の構築が「いくらかゆとりのある社会を全面的に建設する」目標の一つとして位置づけられており、その10年後の第19回全国代表大会の報告書も、「緑の山河は金山・銀山にほかならない(绿水青山就是金山银山)」という理念をさらに確立して実践しなければならないと強調していた。国民のより良い生活の質の達成を目指して中央政府の環境政策が発展する中で、中国の各級地方政府の環境問題に対する関心も高まっている。しかし一方、同年の2017年に発表された「中国社会群体性事件分析報告」によると、2016年度の上半期には、環境問題をめぐる紛争は、国内で少なくとも52件が発生しており、このうち、廃棄物処理に関する事例数は最多の19件であったとされる(張・劉 2016)。美しい環境を追求する国の政策のもとで、廃棄物処理をめぐる紛争の多発は、「調和社会(和谐社会)」の構築を目指している中国社会に暗い影を投げかけている。このような国の目標と地方の現実の間に存在する鮮明なギャップは、廃棄物処理施設をめぐる紛争の研究背景として、社会不正義問題を解明する方向性を指し示している。それは、廃棄物処理施設の大量建設を計画する中国では、廃棄物処理施設の建設に伴う住民紛争に

* 大阪大学大学院人間科学研究科・博士後期課程

** 大阪大学大学院人間科学研究科・准教授

において、どのような不正義の事実が発生したのか、この不正義の事実が惹起された原因はなにか、という問題である。

筆者らは、廃棄物処理施設に対する住民の抗議活動は、施設の建設に関連する不正義に対する住民の反応であるとみなす環境正義論の観点に立脚して、中国における廃棄物処理施設をめぐる紛争の2地点の事例を取り上げ、それぞれの紛争に関連する不正義の事実の解明を目指してきた(金・小林 2020; 2021)。具体的には、計画隠蔽や不法行政が発生したK市の紛争において、廃棄物処理施設の建設が環境破壊と社会的不正義を同時に発生させる構造を解明するとともに、施設の建設によって住民の生活水準が以前に比べてさらに低下する、一連の「不正義の連鎖」が形成されたことを、指摘した。これに対して、行政手続きの公然たる逸脱が見たらないG市の事例においても、筆者らは、公衆参加制度を形骸化させる「潜在化した手続き的不正義」が発生する現実的根拠を実証的に解明し、そして手続き的不正義がさらに分配的不正義を招来する「不正義の連鎖」の現実的過程を指摘した。この2地域の事例研究によって、中国社会における廃棄物処理施設をめぐる多様な紛争において露呈している環境正義問題の一端について、その重層的かつ多次元的な特徴を指摘した。

一方、これらの研究において不正義の事実が解明されたものの、不正義の事実の発生原因は、依然として不鮮明のままであり、この問題について、既往の知見に踏まえて、さらに掘り下げる作業が必要である。このような関心のもとに、筆者らは本稿において、米国の政治学者のアイリス・M・ヤング (Iris M. Young) が提示した「構造的不正義」の理論視座を手がかりにしながら、中国社会における廃棄物処理施設をめぐる紛争の背後に位置する不正義の構造を解明することを目指す。ヤングは、社会構造による不正が存在する社会では、あるカテゴリーの人々には、他のカテゴリーの人々より選択肢や機会が不当に制限されていると考えられ、それらの集団がそれぞれにもつ機会は、多様な諸制度の規則の下での諸行為が互いを強化するやり方によって、条件付けられていると指摘する。したがって、ヤングは、人々が直接的な相互関係において敬意を持ってお互いを扱っているかどうかという相互行為レベルの不正義だけではなく、人々が社会的に位置づけられた立場が、とりわけ他者の立場と比べて、公正な機会を与えているかどうか、いわば剥奪に晒されやすくなってしまうような構造上のプロセスをなすかどうか、という社会構造レベルの不正義にも注意を払うことが必要であると指摘している (ヤング 2014: 101)。

以上の視点を踏まえつつ、本稿は、さきに紹介したK市とG市における紛争の経緯を対比し、二つの紛争の相違点と共通点を整理した上で、両者の共通点の発生要因を分析することを通じて、廃棄物処理施設をめぐる紛争に関する社会構造上の不正義を読み解くことを目的とする。そこで、第2章にて、環境正義論と廃棄物処理施設をめぐる紛争に関する従来の論考を紹介しつつ、本研究の視座を詳しく論じていきたい。

II 先行研究と問題の抽出

1. 環境正義論の成立：米国の環境正義論研究

1980年代以降、米国における環境問題をめぐる社会運動の発生以降、米環境正義論の研究は、環境正義運動の発生を基盤として、実証研究を多く蓄積していた (Bullard 1983, 1994, 2008; Mohai & Bryant 1992; Hamilton 1995; Anderton et. 1994; Been 1994, 1995; Bowen 2002)。一方、実証研究を支える理論研究も長足の進歩を遂げる。1991年の第一回全米有色人種環境運動指導者サミットにおいて、17項目の『環境正義の原理』が採決された。こ

の原理に則って、環境正義の理論が多次元にわたって発展してきた。

「環境正義の父」と称されたブラード (Robert Bullard) は、1990年代の研究において、環境正義と平等の問題を「手続き的公平 (procedural equity)」、「地理的公平 (geographic equity)」と「社会的公平 (social equity)」という3つの次元に分類することを先駆的に提案した (Bullard 1994)。ここでいう手続き的公平とは、科学的・民主的な決定と関連し、そうではない決定から導かれた不公正の結果が、手続き的公平に反するのである。また、地理的公平は、コミュニティの場所とその空間の配置、およびコミュニティから環境に対して悪影響のある施設までの距離の近さ (proximity) に関係しており、そして社会的公平は、地元の住民と団体が自らの土地利用をどのように期待するかということに関連しており、その期待を反する土地利用においては、住民に対する利害が不公平に分配されているのである。したがって両者は、さらに普及している「分配的正義 (distributional justice)」という概念に包摂されるといえる。環境正義論の研究者 D. スクロスバーグ (D. Schlosberg) は、「分配的正義」と「手続き的正義」 (procedural justice) の両次元の重要性を確認した上で、「承認的正義 (recognitional justice)」という正義の別の次元も重要だと主張する。ここで言われる承認的正義とは、運動の参加者のアイデンティティが貶価されないように、誤承認や尊重の欠如を是正することを意味する (Schlosberg 2009)。

2. 中国の環境正義論研究

2.1. 既存の社会的不正義を重視する研究

以上の米国の研究動向を踏襲して、中国の研究者は、環境正義概念の多次元性を重視している (朱・宋 2013; 華 2014; 劉 2015; 王 2017; 郁 2017)。また環境正義概念の多次元性を踏まえた中国における正義問題に関する実証研究も実施されている。環境法政策研究者のリュウラ (Lee Liu, Jie Liu, Zhenguang Zhang) は、内モンゴル自治区における資源開発がモンゴル族住民の生活と文化の持続可能性を侵害したという問題を取り上げて、これを環境影響評価制度のあり方に関連づけて論じている (Liu et.al 2014)。遊牧民族であるモンゴル族の生活と文化は草原環境に依存しており、彼らはその環境から均衡のとれた独自のやり方で環境利益と経済利益を享受してきた。しかし、経済発展を志向する内モンゴル政府が石炭採掘を推進することにより、モンゴル族の生活基盤は破壊された。内モンゴル政府は環境と天然資源を公共財とみなす環境影響評価制度を遵守していた。だが、現行の環境影響評価制度は、少数民族の文化と生活様式の独自性を考慮しないために、モンゴル族が草原から得ていた諸利益は正当に評価されていない。以上を踏まえて、リュウらは、草原環境の持続可能な利用を可能とするために、現行の環境影響評価制度を改革して、少数民族の文化と生活様式の独自性への配慮を組み込むことを求めている (Liu et.al 2014: 8760)。つまりこの研究は、中国の少数民族が直面した環境不正義に事態について、制度に組み込まれている承認的不正義に焦点を当てたものである。

これに対して、環境社会学者の李徳営 (Li Deying) と司開玲 (Si Kailing) は、同じく石炭採掘被害の問題を取り上げて、これを中国における「都市一農村」の不平等な社会構造に関連づけて論じている。この研究は山東省済寧市の農村地域を対象とするが、李たちは、農村地域の採掘に偏重する政府の採掘計画が、採掘による地盤沈下などの被害を農村に集中させる原因になっていることを指摘する (李・司 2017)。さらにこの事例においては、現地の住民が、採掘被害に関する賠償と法的救済の局面においてもさらなる被害に直面しており、各級の地方政府がこうした不正義の事態をもたらす主導的役割を担っていることが指摘されている (李・司

2017: 54, 57)。こうした研究においては、環境破壊という負の財の分配が問題となっており、さらには負の財の分配における不平等が、財や資源の分配をめぐって既に地域間に形成されていた既存の不平等の関係と重なっていることに、関心が寄せられている。これは分配的正義の次元において環境正義を論じる研究である。

分配的不正義の観点に立脚した環境不正義の研究は、都市内部に生じている不平等にも言及する。ここでは、南京市内にある石油化学工場が周辺地域にもたらした環境被害を調査した環境法研究者のマーとワン (Alice Mah, Xinhong Wang) の研究に注目する (Mah et.al 2019)。彼らによると、工場の稼働にとまなう健康被害は、工場周辺に集住している退職者、村人、出稼ぎ労働者など、社会経済的に恵まれない諸集団に過大に押しつけられていた。これらの人々は、健康被害の回避に役立つ情報にアクセスしたり、被害緩和措置や賠償措置を求めたりする機会や手段が大幅に制約されている。そして、彼らが遭った被害は、分配、手続き、承認という不正義の3次元に、重層的に生じていると指摘される (Mah et.al 2019: 8)。なかでも出稼ぎ労働者は、中国の戸籍制度の拘束により、都市に定住しているが、住宅や土地に関する損害賠償の資格をもたないために、より深刻な不正義を被っている、とされる。この研究では、都市内部における下層労働者、とくに出稼ぎ労働者が置かれた不平等と、環境被害の不平等な分配に重なりに関心が寄せられるとともに、分配的不正義だけでなく、手続き的不正義や承認的不正義という多次元的な不正義も視野に収められている。

最後に、環境社会学者の呉金芳 (Wu Jinfang) が、W市の廃棄物焼却施設をめぐる紛争を取り上げた事例研究を紹介する。呉によれば、この事例では、施設の立地を市の東北部に位置する過疎地の黄村に計画したことが紛争の発生要因となっており、その背景に「都市—農村」関係が位置していることが指摘される (呉 2013)。ブロードが提示した手続き的正義、地理的正義と社会的正義の3つの次元について事例を分析した結果、この事例では全ての次元に不正義の事態が生じていることが判明した。ここで「地理的正義」とは、W市で発生した廃棄物が周辺の農村地域の黄村に運搬して処理されることであり、都市と農村の関係に関する分配的正義・不正義の空間的配置が問題になっている。

以上で紹介した一連の先行研究では、少数民族問題、「都市—農村」関係、都市下層労働者といった中国社会の既存の社会的不平等に関連する諸問題を念頭に置きながら、これらのうちの不利なカテゴリーに属する人々 (社会的弱者) における環境破壊による不利益の集中という形で、環境不正義が論じられていることが共通している。ここで、本稿の冒頭で紹介した I. M. ヤングの見解を振り返ると、彼女は、社会構造による不正が存在する社会では、不利なカテゴリーに属する人々には、他のカテゴリーに属する人々よりも、選択肢や機会が不当に制限されている、と述べていた。

この見解を踏まえて中国の環境正義問題を考えると、以上の諸研究が論及する不平等な社会構造は、まさに環境不正義をもたらす要因であろう。これらの研究は、社会の中で発生した汚染物質が、何らかの社会的弱者のカテゴリーに押し付けられることを論じている。ここで論じられた社会的弱者は、例えば農村地域の人々であれ、都市内に出稼ぎ労働者であれ、そもそも従来から発生した資源分配の不公平の被害者である。この従来からの資源分配の不公平を招いた原因は、先行研究に言及した様々な既存の不平等の社会構造であるとみなされる。このような既存の資源分配の不公平の上で、さらに環境被害を集中的に蒙ることは、代表的な環境政策学者の何艶玲によって「二重の社会的不正義」 (何 2014) として定式化されており、以上の先行研究が論及する環境不正義も同一のパターンを踏襲しているとみることができる。しかし、このような研究方針に則ると、廃棄物処理施設の新たな建設によって発生するかもしれない環境不

正義は、もっぱら既存の社会的不正義の結果とみなされ、施設の建設そのものに関わる環境不正義が見落とされる可能性が懸念される。

2.2. 新規に発生する不正義の研究

もちろん、汚染をもたらす施設の建設によって、新たに発生する不正義の事実に注目する研究成果も多く蓄積されてきている。政治学者の郭巍青 (Guo Weiqing) と陳曉運 (Chen Xiaoyun) は、政治力学の観点から、廃棄物処理施設に関わるリスク認識の不一致を説明した (郭・陳 2011)。住民は、行政府のリスク解釈を疑問に付し、自ら調べて得た知識に基づいて独自のリスク解釈を打ち立て、行政府のリスク解釈を批判するようになる。こうして、行政府の施策は正当性を失い、失敗に終わったことが指摘されている。郭らは、行政当局が環境リスク評価において強権を発動して安全性を一方向的に宣言する傾向を指摘し、このような傾向が中国の国家-社会関係の特徴づける「強い国家-弱い社会」というモデルに由来すると説明した。郭らのいう「強い国家」とは、①国土や都市計画などの国の上位の社会管理部門、街道や社区⁽¹⁾という最基層の社会管理部門、そして公安警察という公権力の行使部門が交錯して、②専門家やマスメディアを吸収またはコントロールしたり、資本と同盟したりして、大きな影響力を獲得した国家のことである (郭・陳 2011: 99)。地方行政当局も、「強い国家」の一面として、強権を発動して施設の安全性を一方向的に宣言し、そのリスク評価を前提にして施設建設の合理性を訴えながら、建設を推進しようとするのが示唆される。

また、都市計画学者の鄭衛 (Zheng Wei) は、北京市六里屯地域に立地する廃棄物処理施設をめぐる紛争の事例に関して、①意思決定過程に公衆が参加できる時点、②参加できる主体者の範囲、③参加の程度、④参加の有効性という4つの側面に存在する問題点を以下のように指摘した。①施設建設をめぐる公衆参加を開始する時点で、建設計画は既に確定されており、その後に行進する公衆参加が建設計画に修正をもたらす余地は乏しくなる。②評価書が定める参加できる主体の範囲はごく一部に限定されており、また③このように限定された参加者は、住民全体の利益を十分に代弁することができない。最後に、参加者が十分かつ即時に関連情報を獲得できず、参加者と行政の間の相互交流が機能していなかったために、④公衆参加の有効性が見出せない (鄭 2013)。鄭の研究では、公衆参加プロセスに存在する問題点が具体的に説明されており、形式的な公衆参加を満足されたとしても、実質的に公衆参加が毀損されてしまうと指摘し、これに関わる諸要因を解明したものと見える。

鄭の指摘のほか、管理学者の崔晶 (Cui Jing) とち靖 (Qi Jing) は、阿蘇衛地区における廃棄物処理施設をめぐる紛争が20年間にわたって長期化した要因を、地方政府の対応と関連づけて解明した (崔・元 2017)。周辺環境の改善や、汚染の補償、焼却施設の増設による移転計画の達成などの諸問題が最終的に解決されたものの、地方政府は受動的に解決策を実施するという行為の特徴が指摘された。地方政府は、社会安定を維持する責任があるので、住民の反対運動を対応せざるを得ない一方、政策を決定・実施する際に、行政側は往々にして住民を問題解決の中心点に位置づけず、公衆参加を重要視しなかった。しかも、反対意見を対応する際に、地元政府は建設地付近の村民と高級住宅区の住民に対して、顕著な温度差を示し、前者の参加権を軽視した。こうした地方政府の受動的対応が、紛争の長期化を招いた要因であることが指摘された。

他方、コミュニケーション学者の邱鴻峰 (Qiu Hongfeng) が、福建省内の化学工場移転計画をめぐる紛争において、政府のリスクコミュニケーションがなぜ失敗したかを分析した (邱 2016)。邱の指摘によれば、技術の安全性や、政府に対する信頼度、あるいは環境正義に対す

る認識などの複数の変数の中で、環境正義に対する認識は、現地住民の環境リスク認知に最も関連性の強い変数であることを明らかにした。つまり、手続き的正義が実現されたかどうか、分配的正義が満足されたかどうかは、施設を現地に建設する計画の合理性と建設計画からもたらした環境リスクの危険性に対する住民の認識に大きく左右している。しかしながら、地方政府は、環境正義の視座を踏まえて、住民とコミュニケーションするのではなく、技術的安全性の視座を踏まえて、住民を啓発することに専念した。このような環境リスクに関する視座の違いによって、行政府の紛争対応と住民の認識の間にズレが生じ、結局、行政府のリスクコミュニケーションが機能していないと、邱は指摘した。

以上の諸研究では、不平等な権力構造によるリスク認知の一方的押し付けることや、住民合意の軽視による公衆参加手続きの形骸化、社会安定維持政策による受動的対応、住民の環境正義への要求を技術的安全性の問題にすり替えることなど、中国における廃棄物処理施設をめぐる紛争の中で発生した様々な不正義の事実が抽出された。しかし、これらの研究は、社会構造の構成要素とみなされた個々の不正義の事実を指摘したものではあるが、社会構造それ自体について、つまり複数の不正義事実の発生をもたらし得る発生原因に対する体系化された説明について、まだ手が付けられていない。中国における廃棄物処理施設をめぐる紛争の中に潜在する社会構造を解明する研究は、今でも比較的乏しい。

筆者らが以前の研究において提示した(金・小林 2020)ように、廃棄物施設の建設計画から、稼働までに生じる一連の不正行為によって、住民らが紛争に参入して、それらに巻き込まれるプロセスにおいて、「紛争の発生が住民を弱者化させる」というベクトルが作動していた。このように、廃棄物処理施設の建設において、既存の社会的不正義の延長線上に位置づけられるのではない、新たに付け加えられた不正義が生じるのであれば、それは何か。またそれらの不正義をもたらし得るような、ヤングのいう「構造」とはどのようなものか。これらの問題を解明するために、以下では、筆者が中国の K 市と G 市で実施した二つの事例研究の結果を再度検証することによって、廃棄物処理施設をめぐる紛争のなかに、どのような構造的な環境不正義が発生しているかを分析する。

III 事例の比較と要素の抽出

筆者が現地調査を実施した K 市と G 市の両地域は、いずれも複数の大規模な廃棄物処理施設の建設地または建設予定地である。これらの事例において、K 市における紛争では、住民の抗議行動は廃棄物の搬入を妨害するための実力行使に至るまでに過激化した。一方、G 市の紛争では、実力行使までに至っていない。しかし、いずれの事例においても、施設の計画から建設を経て稼働に至る一連のプロセスの中に、いくつかの点において不正義の事実が発生し、手続き的正義から分配的正義までに導く「不正義の連鎖」(熊本 2009)が形成されている。K 市の事例では、公衆参加手続きを公然と無視するなど顕著な不正義が横行したが、G 市の事例では、行政側はその手続きを恣意的に操作し、公衆参加を形骸化させる、潜在化した形式的不正義が指摘できる。

1. 両事例における不正義事実の説明と特徴比較

1.1. K 市の事例：不正義の顕在化と紛争の過激化

紛争の経緯を述べた住民の語りによると、K 市の廃棄物処理施設(以下、K 市施設とする)の建設に際して、建設計画が住民に事前に周知されていない。住民の多くは、2013 年 12 月のテ

レビ報道まで、K市施設の稼働状況を知らなかった(金・小林 2020:23)。加えてK市施設は、操業開始当初、汚染防止設備の検収を受けておらず、稼働資格が未取得であった。つまり、K市施設は汚染防止設備の機能に対する公的な認証を受けず、そのことによって各級政府機関による行政処罰を受けながらも、稼働を続け、周辺地域の住民の生活環境に深刻な悪影響をもたらしていったのである。悪臭や、土壌汚染、ないし呼吸器系疾患などの発生により、住民は強い不安を感じているが、これらの環境・健康被害について、K市政府側は、施設稼働との因果関係を認めない(金・小林 2020:24)。

施設近隣の住民に対しては移転措置が実施されたが、その拙速さと臨時補助金金額の不足が当事者に重い負担を強いた。さらに行政側は、移転措置の対象となる防護区域を恣意的に縮小し、縮小された移転区域外の住民に対して、移転措置を実施していない。現地に残された住民の大部分は、経済的な理由により、自主移転できず、環境汚染と健康被害を我慢せざるを得なかった(金・小林 2020:25)。この一連の事態の結果として、K市施設による汚染の集中が住民の生活水準の低下をもたらしており、明白な手続き的不正義が分配的不正義を誘発したという「不正義の連鎖」が明らかになった。

顕著な「不正義の連鎖」の発生のほか、紛争の発生による住民の政治的権利の侵害ももたらされている。違法稼働と計画隠蔽などの問題が露呈する中で、周辺地域の住民は、施設の正門前で抗議を行い、廃棄物の搬入を数回にわたって実力阻止した。この間に、住民は警察及び都市管理局の職員と激しく衝突し、何人かが身柄を拘束・留置されたこともあった。この大規模な衝突以降、実力阻止に参加した住民らは、抗議活動を法廷闘争に転じ、多数の訴訟を提起した。しかし、司法救済を求める住民の権利は、十分に擁護されているとはいえない(金・小林 2020:26-27)。

1.2. G市の事例：不正義の潜在化と過激化しなかった紛争

K市の事例とは対照的に、G市の紛争においては、計画隠蔽や不法行政の対応方法は見られず、公衆参加の法制度に則って建設計画が公開された。そして、K市のように紛争が過激化した事態も生じていない。G市の廃棄物処理施設(以下、G市施設とする)について、市の行政側は、建設手続きを開始した2014年に、情報公開手続きを実施し、これに対して住民は建設反対の意思を表明した。その後、建設工事の進展に伴い、住民の反対行動は法廷闘争に転じたが、この訴訟に対して、行政側も積極的に抗弁した。つまり、G市政府の対応は終始一貫して、既存の法制度に従っている。

しかし、過激な対立に至らないものの、G市の事例においても手続き的不正義問題の発生が指摘できる。環境影響評価制度に定められたアンケート調査では賛成意見は約400人ほどであったのに対して、市政府に提出された反対意見は2万件に達した。しかし、これらの反対意見は、「環境影響評価書」に反映されていない。それは、公衆参加手続きに参加できる「利害関係者」の範囲に関する行政側の恣意的な判断によるといえる。その判断に基づいて事業者側と行政側は、多数の反対派住民を公衆参加の手続きから除外したからである。そして、G市の地方裁判所は不適切な判示によって、この行政機関の判断を正当化した。以上の結果、本事例では、「広範囲かつ実質的な公衆参加」という手続き的正義の原則が実質的に損なわれたといえる(金・小林 2021:38-41)。

G市施設の計画プロセスにおける公衆参加の形骸化は、環境リスクと補償計画に関する分配的不正義をも招いている。行政側は、単独の大規模施設に処理を集中させ、技術的な処理能力を向上させることによって、廃棄物処理を効率化し、環境リスクを最小化できると説明する。

しかし、建設計画が変更された結果、G市施設の計画規模が当初の2400トン/日から5000トン/日までに倍増したことによって、より大きな環境リスクを施設の近隣地域に集中させている。その過程で、行政側は集中的にリスクを被る地域住民の意見を真摯に受け止めていない(金・小林 2021:42)。また、施設がもたらす環境リスクと可能的な損害を相殺するために、G市政府は補償措置を実施しているが、これに関わる分配的不正義も発生している。事前に住民との十分な協議を経ていないために、補償契約において契約の対象者は現地の住民団体会社の株主506名のみ限定され、不利益を被る可能性がある多くの住民が補償の対象から排除された。

K市とG市の二つの事例を比較すると、両者の相違点と共通点が指摘できる。K市においては、行政の対応は施設建設をめぐる意思決定過程への住民の参加を公然と否定しており、施設の稼働によって生命や健康の被害に脅かされた住民は、実力行使に訴えることを余儀なくされた。これに対してG市の場合は、意思決定過程への住民参加は制度としては発動されたが、一部の住民の反対意見を排除する操作がなされていた。これが相違点である。そして両者の共通点を抽出することにより、その背景に作動する不正義の社会構造を解明する手掛かりを見出すことができる。これについては、節を改めて検討する。

2. 両市紛争に共通する問題構造

2.1. 施設の大型化と集中立地

両市の事例において指摘できる第一の共通点は、建設された施設の大型化である。G市の生活廃棄物焼却施設は処理能力が5000トン/日に達し、K市のそれも1500トン/日に及ぶ。さらに、複数の廃棄物関連施設の集中立地も共通点である。生活廃棄物処理施設と感染性廃棄物処理施設からなるK施設の周辺地域は、固体廃棄物集合処理センターの建設予定地となっており、バイオマス処理施設と産業廃棄物処理施設の建設も予定されている。そして、G市施設も、廃棄物埋め立て処分場やバイオマス処理施設など複数の廃棄物関連施設を統合する都市廃棄物総合処理センターの一環をなす生活廃棄物焼却施設である。

施設の大型化と集中立地を進める理由について、G市都市管理局の職員は次のように述べている。廃棄物処理のコストの面から見ると、施設の処理能力が大きければ大きいほど、廃棄物の単位あたりの処理コストは低くなる。さらに、廃棄物処理施設は一般的に環境汚染をともなう施設とみなされており、反対者が出るのはやむをえないが、その数は少ない方がよい。これらの理由から、複数箇所での小規模施設による分散処理よりも、大規模施設による一箇所での集中処理が望ましいことになる。しかし、施設周辺の住民からみれば、大規模施設による集中処理はより大きなリスクの特定地域への集中を意味するのであり、容易に受け入れがたいことである(金・小林 2021:41-42)。

2.2. 住民の損益を量的比較する

施設の大型化と集中立地の帰結として、廃棄物処理による生活環境の衛生化というメリットが広域化する一方で、廃棄物処理にともなう環境リスクは少数者に集中するという不公平が生じてくる。この問題に対して、両市政府はともに多数者の利益を少数者の不利益よりも優先させるという、きわめて「功利主義的」な態度をとっている。これが第二の共通点である。こうした市政府の態度が時にはきわめて露骨に示されていることを、K市の住民の説明から知ることができる。

「4万と800万という数字は政府との会談時に常に言われたものである。800万の

(戸籍)人口がある K 市では毎日運搬される廃棄物は 5800 トンである。この 5800 トン中の 1500 トンは、S 施設で焼却しなければならない部分である。もし、S 施設を停止させられたら、この 1500 トンの廃棄物はどうやって処分するのか。周辺住民の 4 万人の利益と K 市の 800 万人の利益とで、重要なのはどちらか。」(ブログ記事⁽²⁾)

これほど露骨ではないが同様の態度は、反対者の数は少ないほどよいとしつつも、その少数者により大きな不利益が集中することに配慮を示さない、上述の G 市職員の説明にも指摘できよう。このような態度が意味するのは、次のことである。まず、市政府側が重視する廃棄物衛生処理というメリットと、住民が主張する環境汚染というデメリットは、本来ならば異なる次元に属する利害である。それを同一の次元において量的に比較し、そして前者の受益者が後者の受苦者を数において上回っていることをもって、施設建設を正当化するとともに、住民に対して居住環境や健康の悪化を押しつけていることに対する責任は否定されるのである。さらに、量的な基準に基づいて、多数者の利益を「公益」とみなし、それに対立する少数者の利益を「私益」と定義することによって、施設建設の反対者を私益の追求するエゴイストとして「汚名化」することも可能になる。

2.3. 抗議者の汚名化

両事例における抗議者たちはいずれも、市政府側から「隣避 (NIMBY)⁽³⁾」や「妨害者」といったスティグマを負わされた経験をもっている。抗議活動の参加者たちは、施設の稼働がもたらす環境汚染による生命や健康への脅威という切実な動機に基づいて行動するとともに、彼らの主張を社会の共有物としての環境の保全という「公益」の擁護という根拠によって正当化している。つまり、彼らは共同社会における相互行為のパートナーとして、共通利益を擁護、発展させる「市民」としての役割を果たすために行動している。しかし、いずれの市政府側も、彼らの行動を「私益」の追求とみなして、その意義を否定する。

「我家は G 市施設から十数キロメートル離れているので、政府が定義した NIMBY には該当しない。しかし、政府が『施設の建設を許さぬ』ことを NIMBY として認識するのであれば、私も広義の NIMBY となる。(中略)政府のいう NIMBY は、エゴイズムのことだ。このようにスティグマされるのであれば、私は大嫌いだ。政府は、私たちの反対運動が環境正義と全く関係がない、逆に不正義だと考えている。大局に目を配らない行為と思っており、正当な市民権の表現とはみなしていない」(聞き取り調査⁽⁴⁾)。

住民側の権利要求を体系的に拒絶した K 市政府の対応は、抗議活動の参加者に対して「エゴイスト」というスティグマを負わせる同市政府の誤承認によって補強されていた。筆者らはこの問題点を「承認不正義」という観点から説明した(金・小林 2020: 26-28)。抗議活動に対する G 市政府の対応は、K 市政府よりも住民の発言権を形式的に保障するものとなっている。しかし、その発言内容を真摯に受けとめる対応とはなっていなかったことが、上の住民の語りから窺える。二つの事例の第三の共通点は、抗議者を汚名化し、その発言の意義を否定する行政側の姿勢である。

2.4. 住民との合意形成の軽視と警察権力の行使

施設の建設をめぐる意思決定過程への住民の参加という観点からみると、建設計画が住民に周知される以前に施設の運転が開始された K 市の事例と、環境影響評価制度に規定された公衆参加手続きが建設工事の着工以前に実施された G 市の事例は、大きく異なる。両市政府の対応の差異が、抗議活動の過激化の有無を分けたことはすでに述べた通りである。こうした違いにもかかわらず、行政側と住民側の合意形成という観点からみると、両事例の差は明確でない。つまり、G 市の場合も、施設建設への反対意見は、表明の機会こそ与えられたが、ほとんどは無視されることになった。G 市施設の建設計画は、むしろ当初の処理能力を上回るものへと大規模化した。

住民との合意形成が軽視される要因については、次のようなことが考えられる。まず、これまで述べてきたように、行政側は抗議活動の参加者たちを「エゴイスト」と見下しており、その発言の意義を軽視しているからである。G 市のある反対派住民は、こう語っている。

「とても印象深いのは、ある年の元旦のことである。(中略)三日間の休日の中の二日間、警察は我家を訪ねて来た。一回目は、深夜に訪ねたのである。その時間帯では家にいるはずと思ったから。(中略)家族が私はいないと言ったので、翌日再び訪ねてきた。もういいかと思ったから、姿を現した。(彼らは)とても喜んでいて。これによって、私に面会することがとても重要な任務だとわかるよね。」(聞き取り調査⁶⁾)

G 市の抗議活動はきわめて穏当な手段で実施されているが、行政側は依然として「治安維持」の観点から対処していることがわかる。これも、行政側の「誤承認」を示す傍証であろう。

ところで、施設の建設計画全体を視野に入れると、合意形成が軽視される問題は、行政官の態度や姿勢だけでは説明できない要素も含まれている。市政府が置かれている客観的な制約のゆえに、計画を変更する余地が乏しいということも考えられるからである。この点について、節を改めて検討したい。

IV 中国の廃棄物処理における構造的不正義

構造的不正義を論じたヤングは、社会において生じた不正は、個々の過ちや、特定の不正な政策によってのみ起きるとは言えないと指摘している。人々を苦しめる不正の原因とは、ヤングによれば、この人々がやり取りしている相手に苦しめられている場合のように直接的なものではないし、また単一の政策に限定されるものでもない(ヤング 2014: 68)。構造的不正義は、むしろ多くの個人や諸制度が、一般的な規制と規範の範囲内で、自らの個別の目的や関心を追求しようと行為した結果として生じるのである。ヤング(Young 2011)は、この構造的不正義を説明するために、社会構造を特徴づける 4 つの側面に言及した。この 4 つの側面は、①客観的制約、②立場を考察する、③行為において産出される構造、および④意図されざる結果、である。

1. 客観的制約：地方政府の限定される選択肢

ヤングは、社会構造の第一の側面として、諸個人の行為に対する制約性を指摘する。社会構造は、諸個人の行為を制約するが、それは特定の個人が他者に対してなす直接的強制とは異なる。社会構造は、「制度的および社会的な規則」と「私たちの可能性に影響を及ぼすような物

理的な条件を通じ」て、諸個人が「手にする選択肢の種類や幅における違い」を生み出すことによって、間接的に、諸個人の行為を一定の方向に方向づけるのである（ヤング 2014：78-79）。

廃棄物処理に関する制度的規則と廃棄物処理技術によって構成される廃棄物処理制度について考えてみると、廃棄物を処理する技術的方法には、焼却、埋め立て、再利用、再資源化など複数の選択肢が存在する。また、焼却方式を採用するにしても、複数の施設による分散処理と単独の施設による集中処理という二つの方式を考えることができる。しかし、現在の中国においては、以下に述べるような事情により、地方政府にとっては、大型焼却施設による集中処理方式以外の選択肢を採用することが困難である。

中国政府は、急増する廃棄物に対する処理能力不足に起因する廃棄物の未処理のままの埋め立てや野焼きといった諸問題に対応するために、廃棄物処理の無害化⁽⁶⁾を最優先事項とする廃棄物政策を打ち出し、特に全国の都市地域に対して高次の無害化率を目標に掲げ、地方政府にその達成を求めてきた。K市は無害化処理率 100%の目標を掲げているが、既存の4つの焼却施設のみでは処理能力が不足しており、5番目の焼却施設の建設は急務であると認識されていた。G市も、2020年までに焼却処理率 80%の達成を目標に掲げ、その実現のためには処理能力 5000 トン/日の巨大焼却施設の建設を不可欠とみなした。G市の『都市総体計画（2010～2020年）』では、焼却以外に埋め立て、バイオマスなどの他の選択肢も提示されていたが、人口密度の高いG市において埋め立ては持続可能な処理方法ではないこと、バイオマス処理のために必要となる生ごみの分別回収率を高めることが困難なことを理由に、市政府は大規模焼却施設の建設を優先した、という（聞き取り調査⁽⁷⁾）。

高次の無害化処理率達成だけでなく、大規模焼却施設・総合処理施設の建設は、中国政府の廃棄物処理政策の重要な一環として推奨されている。無害化処理率の向上とともに、廃棄物処理施設の建設をめぐる多発する紛争の解消も、地方政府にとって喫緊の課題となっているため、処理効率を高め、施設の総数を減らすことができる、大規模・総合処理施設の建設は、地方政府にとって、廃棄物処理問題と紛争問題を同時解決できる最適の選択肢となっている。

以上のように、現在の中国における廃棄物処理制度において、高次の無害化処理率の達成を求める中央政府との関係性、分別処理率向上の実現困難性、廃棄物処理における効率性の追求、そして廃棄物処理施設をめぐる紛争への対処といった、さまざまな要因が作用して、地方政府の廃棄物処理方式に関する選択肢は大きく制約されている。しかし、その結果として施設周辺の住民は、大型処理施設の建設をそのまま受け入れるか、一括して拒否するかという二者択一に直面することを余儀なくされるのである。住民に与えられた選択肢はこのように著しく限定される。

2. 立場を考察する：受益圏を代弁する地方政府

ヤングは、社会構造の第二の側面として、それが複数の「社会的立場」によって構成されることに注意を向ける。社会構造が個人の行為を制約するといっても、その制約は画一的ではない。諸個人は社会という同一の空間のなかの複数の立場に別れて配置され、それらの社会的立場は一定の関係性のなかに置かれている。そして、人びとの相互行為はこうした関係性のなかで営まれている。人びとがそれらの相互行為に期待できる利益や可能性、したがって不利益や不可能性は、こうした関係性によって条件づけられている（ヤング 2014：81-82）。ヤングはとくに、近代工業社会を特徴づける階級やジェンダーなどの「構造的不平等」に注目する（ヤング 2014：83）。不平等な構造のなかで不利な立場におかれた人びとは、長期にわたって行為

の制約を受ける。

近代の都市化された社会において、廃棄物を処理するという行為はもっぱら専門機関によって分担され、事業化されてきた。そして、現在の中国では先に述べた事情により、その事業は大規模化している。日本において1970年代に大規模公共事業に伴う社会問題を研究した社会学者の梶田孝道らは、事業にともなう利害の不利益な分配の特徴を説明するために、「受益圏・受苦圏」論を展開した(梶田1988)。その議論を踏まえると、事業の規模が拡大するとともに、事業がもたらす利益(生活環境の衛生化)を受ける集団である「受益圏」は拡大する一方で、増大した不利益(汚染と健康被害のリスク)は施設周辺に居住する少数者の「受苦圏」に集中することになる。したがって、廃棄物処理施設をめぐる紛争の根源には、受益権に属する多数者と受苦圏に属する少数者のあいだに位置する「構造的な不平等」である、といえる。

しかし、現実の紛争は住民の多数者と少数者の間にではなく、地方行政当局と施設周辺住民との間に起こっている。この点について梶田の説明を借用すると、地方行政当局は「受益の集約的代弁者」であると位置づけられる(梶田1988:11)。住民の多数者と少数者の間に、地方行政当局が紛争の当事者として介入することの帰結は以下のとおりである。まず第1に、潜在的な対立の当事者であったはずの多数派住民は、当事者性の自覚が希薄化し、受益圏と受苦圏の「構造的な不平等」とそれを生みだした廃棄物処理事業のあり方について再考する機会を得にくいことである。第2に、大規模施設による廃棄物の集中処理は、上述した通り、さまざまな要因を考慮したうえで選択されたものであるが、地方行政当局はこれに住民全体の利益を代表するものという意味づけを与えることができる。そのことによって、彼らは自らが手がける事業に「公益」の実現という大義を与え、それに反対する少数者を「エゴイスト」とみなし、目的の達成のために公的な財源を活用することができる。他方で、受苦圏に位置する少数者には通常、そのような代弁者は存在せず、行政当局に対抗するために用いることのできる資源や機会は著しく限定されている。

3. 行為において産出される構造：受益圏・受苦圏にかかわる不平等構造の強化と再生産

社会構造は諸個人の行為を制約するが、そうした社会構造は諸個人の行為の所産でもある。ヤングは、社会構造の第三の側面として後者の連関に焦点を当てる。ここで彼女は、社会学者A.ギデンズの「構造化理論」を参照しつつ、「構造が再帰的であるという考え方」、つまり「人びとは自分たちがその規則を知る諸制度のなかで行為する」ことを重視し、そのことを通じて行為者が社会構造を再生産するプロセスを説明する(ヤング2014:85-86)。ギデンズによれば、諸個人は行為するときに同時に二つのことを行っている(構造の二元論)。つまり諸個人は、①自らめざす状況を引き起こそうとし、同時に、②行為をするのに必要な構造上の特質、すなわち立場によって異なる規則や資源との関係性を再生産している。ここでギデンズは、個人が目標達成の可能性を高めるために利用する一切のものを「資源」とみなし、一方規則には明文化されたものから暗黙の習慣化されたものまでが含まれる。これらの規則や利用可能な資源の範囲と程度は、社会的立場に応じて異なっている。諸個人は、目標を達成するために、これらの資源や規則に依拠し、それらを利用する。そのことによって、社会的諸立場に分割された既存の不平等な社会構造の再生産に関与するのである。

廃棄物処理施設をめぐる紛争が、社会的な不平等を背景に発生することについては多くの指摘がなされてきた。2008年に発行されたG市の『G市施設に関する2地点の候補地状況比較報告』(以下、『G市比較報告』とする)は、行為者による不平等な構造の再帰的な再生産の説明を裏付ける重要な資料である。この報告は、当時G施設の建設候補地であったB1地域(建設地)

と B2 地域（候補地）について、建設予定地としてのメリット・デメリットを数項目にわたって整理したものである。これを見ると、B1 地域のメリットとして、2 項目に「環境の質と環境容量に対する要求が低く、周辺環境に対する要求が弱い」こと、3 項目に「周辺住民の教育程度が低い、施設に対する感度が低い」ことが挙げられている。そして、B2 地域のデメリットには、「環境品質と環境容量に対する要求が高い」こと、「周辺住民の環境意識が高く、施設に対する感度が高い」ことが挙げられている。要するに、住民の環境に対する要求水準が低いこと、施設に対する抵抗感が弱いこと、住民の教育水準が低いことには正の相関があり、それらが立地選択における「メリット」として意識されている。ということは、住民が施設の建設に反対する行動を起こすための「資源」に地域的な不均衡があるという認識のもとに、相対的に「資源」の乏しい B1 地域が候補地に選定されたのである。そして、施設が実際に建設され、稼働することによって、この不平等の構造は再生産されたといえよう。

4. 意図されざる結果：「不正義の連鎖」の生成

ヤングが指摘する社会構造の第四の側面は、それが行為者にとって「意図されざる結果」をもたらすことである。社会構造は、誰かの意図や特定の政策の所産ではなく、各自がそれぞれに自分のプロジェクトを相互調整なきままに実現することを望む、多数の人びとの行為が蓄積した表れである。多数の人びとの行為が組み合わされることによって、他者の行為の条件に影響が及び、参加者の誰もが意図しない結果が生じてしまうことがある（ヤング 2014：89）。すでに指摘したように、地方政府が廃棄物の大規模施設における集中処理に固執するのも、中央政府との関係、他の処理方式の実現可能性、そして抗議活動への対処といったさまざまな要因が作用した結果である。

廃棄物処理施設の紛争を取り巻く社会構造は、抗議活動の参加者にとっても「意図されざる結果」をもたらすことがある。G 市施設の建設予定地は、計画策定時の 2005 年当時は G 市に隣接する H 市との境界線に近い、別の地点であった。この建設計画に対して、H 市の住民は環境汚染などの悪影響を懸念して市政府を巻き込んだ反対運動を展開し、G 市政府は建設予定地の変更を余儀なくされた。G 施設の建設候補地が現在の場所に決定された過程には、こうした経緯があった。先に紹介した『G 市比較報告』では、この地域が施設に対する抵抗感が弱いことが指摘されていた。つまり、ある抗議活動が「成功」することによって、施設は他のより抵抗力の弱い地域に建設され、そこで新たな不平等の構造を再生産するのである。

本節では、ヤングによる社会構造の説明を下敷きとして、二つの事例研究で得られた知見をもとにして、廃棄物処理施設をめぐる紛争を取り巻く不正義の構造を素描してみた。環境正義の論点と関連づけて要約すると、まず第 1 に、地方政府の廃棄物処理方針は、中央政府との関係性、他の処理方式の現実的可能性、抗議活動の発生抑制などの複数の要因を考慮した結果として、大規模焼却施設による集中処理方式が選択されおり、地方政府にとって変更する余地は乏しいとされている。第 2 に、大規模施設による集中処理方式は、受益権と受苦圏における環境リスクの分配の不公平、つまり分配的不正義を拡大させる。地方政府は、この受益圏と受苦圏の配置をもとに、圧倒的多数の受益者の利益を「公益」とみなし、これに反対する少数者を「エゴイスト」とする構図を描き、抗議者の「汚名化」に利用する。ここに「市民」としての承認を求める抗議者に対する誤承認が、つまり承認的不正義が発生する。第 3 に、環境影響評価制度において、手続き的正義の原則が守られるためには、①複数の計画案が提示され参加者の選択の自由が確保されること、②参加者の意見が平等に尊重されること、という二つの前提が不可欠であろう。しかし、地方政府が決定した方針に変更の余地がなく、また一部の参加者

の意見が「予断」をもって排除されるという場合には、これらの前提は満たされ得ず、したがって手続き的正義の侵害は不可避であろう。

V おわりに

2000年以降、急激な経済発展に伴い、発展移行期に突入している中国において、廃棄物の発生量が著しく増加している。この膨大な廃棄物発生量をどのように適切に処理するかという問題に対して、中国政府は、この20年間にわたって、処理対策の試行錯誤を繰り返し、2017年に『生活廃棄物強制分類計画案』を公表することによって、ようやく持続可能性のある方針を策定した。しかし、中国の廃棄物処理問題は、過去十数年間にわたって適切な対策が講じられないままに事実上放置されてきたので、すでに簡単に解決できないような障害を積み重ねてしまった。このような背景のもとで、大量の廃棄物を完全に無害化処理するために、中国の行政当局は、大規模焼却施設または集合処理施設の建設を、廃棄物処理問題を解決できる唯一の手段として強力に推進してきた。これによって、広範囲の住民の生活環境は衛生面で改善されたが、一方で、それに伴って、廃棄物処理による汚染と健康被害のリスクは増大し、施設周辺の住民に押し付けられている。中国の地方政府は、自らを住民全体の利益代表者とみなし、施設建設に反対する住民を利己主義者とみなすことによって、不平等な利害構造を正当化している。このような政府の価値判断が常に運用されているがゆえに、中国の社会構造において、承認的不正義が生起していると考えられる。施設建設の反対者を「汚名化」するこの承認的不正義は、代替案をもたない廃棄物処理政策の硬直性とあいまって、その反対者との合意形成を求める手続き的正義の侵害を招く。そして、反対者を意思決定過程から排除する手続き的不正義は、受益圏・受苦圏に関わる不平等構造を強化・再生産する。こうした一連の「不正義の連鎖」が、意図されざる結果として成立しているのである。

現在の中国において、こうした構造的環境不正義が存続する限り、廃棄物処理施設をめぐる紛争の発生を解消することは、当面は困難であろう。また、廃棄物処理施設に対する抗議活動が、この不正義の構造そのものを解消する可能性も見通し難い。しかし、『生活廃棄物強制分類計画案』の策定を転機として、中国の廃棄物処理政策が、大規模焼却施設による集中処理方式から廃棄物の減量やリサイクル優先の方向に転換するのであれば、上述の構造的環境不正義の前提条件が変更されるかもしれない。また、『生活廃棄物強制分類計画案』の策定とともに、公衆参加に関わる諸法律規則も続々整備されている⁽⁸⁾。このような政策の転換と法規則の改正から出発して客観的制約を最終的に解き開くこと、そして構造的環境不正義を最終的に解消することは、本稿で構造的環境不正義の存在を指摘する究極の目的である。

注

- (1) 街道(かいどう)とは、中国の都市に存在する基層政府(基礎自治体相当)の出先機関である。また社区(しゃく)とは、もともとは英語の「コミュニティ」の中国語訳であり、中国における都市部の基礎的な行政区画の単位を指している。
- (2) 2016年10月8日のブログ記事より。本稿において使用されるブログ記事やSNS記事、新聞記事等の資料は個人が特定されないようにするため、資料のアドレスなどの情報は記載しないこととしている。なお、以下の引用についても同様のこととする。
- (3) 「隣避施設」とは、中国語では「邻避设施」である。周辺環境に対する悪影響があるため、近隣に住んでいる住民らの施設を避けたいという意味から、建設が反対される施設である。
- (4) 2020年8月17日G市住民のAさんへの聞き取り調査内容より。

- (5) 2020年8月17日G市住民のAさんへの聞き取り調査内容より。
- (6) 「無害化(処理)」は、廃棄物を生活環境や居住環境にそのまま堆積・野焼きするのではなく、専門の施設で処理するという意味で使っている。中国の無害化処理という方式は、主に埋め立て、焼却、バイオマス等が含まれる。
- (7) 2019年9月16日G市政府関係者への聞き取り調査内容より。
- (8) 『環境影響評価法』は2018年に、『行政許可法』は2019年に改定された。また、『公衆参加臨時弁法』は2019年に『公衆参加弁法』となり、内容も大幅に改定された。

引用・参考文献

欧文文献

- Anderton, Douglas L., et al. 1994 "Environmental equity: the demographics of dumping." *Demography* 31.2: 229-248.
- Been, Vicki. 1994 "Locally undesirable land uses in minority neighborhoods: Disproportionate siting or market dynamics?" *Yale law journal* 103: 1383-1422.
- Been, Vicki. 1995 "Analyzing Evidence of Environmental Justice." *Journal of Land Use & Environmental Law*. 11(1): 1-36.
- Bowen, William. 2002 "An analytical review of environmental justice research: what do we really know?" *Environmental management* 29.1: 3-15.
- Bryant, Bunyan, and Paul Mohai. 1992 *Race and the incidence of environmental hazards: A time for discourse*. Boulder, CO: Westview Press.
- Bullard, Robert D. 1983 "Solid waste sites and the black Houston community." *Sociological inquiry* 53.2-3: 273-288.
- Bullard, R.D. 1994 *Dumping in Dixie: Race, Class, and Environmental Quality*. Colorado: Westview Press
- Bullard, Robert D., et al. 2008 "Toxic wastes and race at twenty: Why race still matters after all of these years." *Environmental Law*. 38: 371-411.
- Hamilton, James T. 1995 "Testing for environmental racism: Prejudice, profits, political power?" *Journal of Policy Analysis and Management* 14.1: 107-132.
- Liu, Lee, Jie Liu, and Zhenguang Zhang. 2014 "Environmental justice and sustainability impact assessment: In search of solutions to ethnic conflicts caused by coal mining in Inner Mongolia, China." *Sustainability* 6.12: 8756-8774.
- Mah, Alice, and Xinhong Wang. 2019 "Accumulated injuries of environmental injustice: Living and working with petrochemical pollution in Nanjing, China." *Annals of the American Association of Geographers* 109.6: 1961-1977.
- Schlosberg D. 2009 *Defining environmental justice: theories, movements, and nature*. New York: Oxford University Press Inc.
- Young, Iris Marion. 2011 *Responsibility for justice*. New York: Oxford University Press.

和文文献

- アイリス・マリオン・ヤング 2014 (2011) 『正義への責任』 (Iris, M. Young, *Responsibility for Justice*. 岡野八代ほか訳) 岩波書店。
- 梶田孝道 1988 『テクノクラシーと社会運動』 東京大学出版会。
- 金吉男・小林清治 2020 「中国における廃棄物処理施設をめぐる紛争に関する実証研究: 「二重の社会的不正義」の再検討と環境正義の多次元性からの考察」 『生活学論叢』 36-37、16-30頁。

- 金吉男・小林清治 2021 「中国の廃棄物処理施設の建設をめぐる公衆参加の制度化と手続き的不正義の潜在化:参加者範囲の縮小による環境リスクの分配的不正義」 『生活學論叢』39、31-44頁。
- 熊本博之 2009 『迷惑施設建設問題の構造と地域社会:「不正義の連鎖」を生み出す構造的要因の析出』早稲田大学

中文文献

- 崔晶、元靖 2017 〈隣避事件中地方政府行為選択探析——以北京阿蘇衛隣避抗争事件為例〉《南京工業大学学报(社会科学版)》16(4)、28-39頁。
- 郭巍青、陳曉運 2011 〈風險社会的環境異議——以広州市民反对垃圾焚燒場建設為例〉《公共行政評論》4(01)、95-121、181-182頁。
- 何艷玲 2014 〈对“別在我家后院”的制度化回應探析——城鎮化中的“隣避冲突”与“環境正義”〉《人民論壇·學術前沿》(6)、56-61頁。
- 華啓和 2014 〈隣避衝突的環境正義考量〉《中州學刊》214(10)、93-97頁。
- 李德營、司开玲 2017 〈“中国式”環境正義困局:以濟寧市的煤炭開採問題為例〉《中国農業大学学报(社会科学版)》34、115(6)、51-61頁。
- 劉海龍 2015 〈環境正義視域中的隣避及其治理之道〉《广西師范大学学报(哲学社会科学版)》51(6)、68-72頁。
- 邱鴻峰 2016 〈技術安全框架還是環境正義框架?——从東山PX事件看政府風險伝播的困局与破解〉《中国地質大学学报(社会科学版)》16(1)、91-101、171頁。
- 王云霞 2017 〈分配、承認、参与和能力:環境正義的四重維度〉《自然辯証法研究》(4): 39-44頁。
- 吳金芳 2013 〈環境正義缺失之影响与突破——W市居民反垃圾焚燒事件的个案研究〉《前沿》328(2)、90-92頁。
- 郁樂 2017 〈環境正義的分配、矯正与承認及其內在邏輯〉《吉首大学学报(社会科学版)》38(2): 43-49頁。
- 張明軍、刘曉亮 2017 〈2016年中国社会群体性事件分析報告〉《中国社会公共安全研究報告》、3-18頁。
- 鄭衛 2013 〈我国隣避設施規劃公衆参与困境研究——以北京六里屯垃圾焚燒發電場規劃為例〉《城市規劃》37(8)、66-71、78頁。
- 朱清海、宋涛 2013 〈環境正義視角下的隣避冲突与治理机制〉《湖北省社会主义學院学报》(4): 70-74頁。